

平成29年11月7日宣告

平成28年(わ)第648号等-1 区分事件(平成28年(わ)第750号 窃盗被告事件)

部 分 判 決

主 文

本件区分事件の公訴事実につき、被告人は有罪。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、平成27年7月7日、広島市a区ef丁目g番h号セブンイレブンD店駐車場に駐車中の自動車内において、助手席前のグローブボックス内にOが置いていた同人所有の現金5万円を窃取した。

(証拠の標目) 省略

(罰条の適用)

被告人の判示所為は刑法235条に該当する。

(弁護人の主張に対する判断)

1 弁護人は、本件窃盗被告事件について、起訴猶予処分が相当な事案であるのに、検察官が、訴追裁量権を著しく逸脱し、併合審理されている強盗殺人被告事件における被告人の悪性格立証のためにあえて公訴を提起したから、公訴権の濫用として公訴提起は無効であり公訴を棄却すべきであると主張する。

2 証拠によれば、本件犯行に至る経緯、犯行態様、犯行後に被害が申告された経緯、公訴提起に至る事情等について、以下の事実が認められる。

(1) 被告人は、平成27年7月7日、勤務先の寮の先輩である被害者と共に出かけたパチンコ店から被害者使用に係る自動車を運転し被害者を助手席に乗せて帰寮する際、被害者から、自動車の税金を支払うために判示記載のグローブボックスに5万円を入れておく旨告げられた。被告人は、立ち寄った同記載のセブンイレブンD店駐車場で被害者が降車している際に、同グローブボックスを開け、入れてあつ

た現金5万円を窃取した。

(2) 被告人は、同年11月頃、被害者らから問い詰められて本件犯行を認め、その翌日には5万円全額を弁償した。被害者は、被告人がこれ以上窃盗行為に及ぶことはないだろうなどと考えて被害届を提出しなかった。

(3) 被害者は、平成28年9月14日に前記寮で発生した強盗殺人事件の捜査に従事していた警察官に対し、被告人から判示の被害に遭った旨話したところ、警察官から被害届を出すことができる旨告げられた。被害者は、平成27年11月の時点で被害届を提出しておけば、被告人が勤務先から懲戒解雇され前記寮からも居なくなつて強盗殺人事件は起きなかったのではないかと、本件についても被告人に処罰を受けてもらいたい、と考えて被害届を出ることとし、平成28年10月24日頃、被害届を提出した。

(4) 検察官は、被告人が強盗殺人事件の犯人であると考え、同月14日、同事件の公訴を提起し、引き続き、それまでの間に把握していた被告人の余罪に関する捜査を進めたものの、被害届が提出された本件以外の余罪の立件には至らず、同年11月18日、本件の公訴を提起した。

3 以上の事実を基に検討すると、本件は、公訴提起から1年以上前に発生した事件であり、被告人が当時19歳の年長少年であったことや、被害弁償がなされていることを考慮しても、本件犯行に至る経緯や犯行態様、被害結果、被害者の被害申告時における処罰意思等を踏まえると、当然に起訴猶予処分が相当な事案であるとはいえない。被害申告に至る経緯を見ても、被害者は自発的に被害届を提出しており捜査機関による不当な働き掛けがなされた事情は認められない。本件公訴提起に至るまでの捜査状況にも不自然な点はなく、本件公訴提起が、強盗殺人被告事件における被告人の悪性格立証を目的とするものであることをうかがわせる事情も見当たらない。

4 したがって、検察官が訴追裁量権を逸脱した事実を認めることはできず、本件公訴提起は有効である。公訴権を濫用したとの弁護人の主張を採用することはで

きない。

(罪となるべき事実に関連する情状に関する事実)

1 前記(弁護人の主張に対する判断) 2(1)ないし(3)記載のとおり

2 被告人は、被害者に貸したパチンコ代等を一部返済してもらえないことに不満があり、同人への嫌がらせと貸金の返済のために本件犯行に及んだ旨供述する。

しかし、被告人は、返済未了の金額を正確に把握しておらず、その内訳も具体的に説明することができない。加えて、被告人は、窃取した現金をその場で自分の財布に収め、その後生活費等に費消した。以上によれば、被告人の供述する動機のみならず、被告人が金欲しさから本件犯行に及んだものと認められる。

(検察官内田耕平、弁護人犬飼俊哉〔主任〕、同前川哲明各出席)

平成29年11月10日

広島地方裁判所刑事第1部

裁判長裁判官 丹 羽 芳 徳

裁判官 武 林 仁 美

裁判官 藤 村 香 織